

現実をふまえて、人権意識を高めて共に生きる

「移民」はすでに日本社会の構成員になっている

約三〇〇万人——これは日本で暮らす外国人の数だ。

大阪市の人口（二七五万人）を上回っていて、そのうち「定住」する人は八割を超える。しかし、ほとんどの日本人は、「定住」している人がそれほど多いとは思っていない。いろいろな場所で、外国ルーツの人々が働き、暮らしているのを見ているはずなのに。

国士舘大学文学部教授

鈴木江理子

●すずき・えりこ 1965年愛知県生まれ。一橋大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士（社会学）。専門は移民政策、労働政策、人口政策。NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク共同代表理事、認定NPO法人多文化共生センター東京理事。

日本はすでに「移民社会」

——非正規滞在外国人の長期にわたる収容や、技能実習生の過酷な就労状況といった報道を受けて、移民問題がクローズアップされています。そもそも移民とはどういう人を用いのでしょうか？

かつて移民送出し国であった日本において、受入れの文脈で、「移民」という言葉を耳にするようになったのは、比較的最近のことです。「外国人」は、法律

上「日本国籍を持たない人」を指しますが、「移民」については、その定義が定まっていません。

一方で、移民の明確な定義をもつ国もありますが、その内容は必ずしも同じではありません。たとえば、アメリカでの移民は「永住権（グリーンカード）を持つ外国人」です。これに対して、フランスでは「外国で生まれ、出生時にフランス国籍を持っていなかった人」なので、フランスの移民のなかには、フランス国籍を持つ人も含まれています。

国際連合では、通常の居住国を離れて一年以上その

国に住んでいる人をロングターム・マイグランツ（long-term migrants）と定義しています。日本でもしばしば、この定義が参照されますが、これは、もともと各国比較の統計をとるための基準です。感覚的には、国連定義の「migrants」は、「移民」よりも「移住者」と訳した方が適切な気がします。

言葉のニュアンスとして、「外国人」よりも「移民」のほうが、長期に滞在する人といったイメージではないでしょうか。日本政府が今も「移民」ではなく「外国人」という言葉を使用しているのは、いまだ外国人を「いつかは帰る人」と考えているからではないかと思えます。私自身は、「日本で長期に暮らせるかどうか」という視点から、永住や日本国籍取得への道が開かれている外国人（後述する「定住型」外国人）を、広義の「移民」と捉えています。

「移民社会」という現実をふまえて

——「移民」といわれる人は、今、日本にどのくらい暮らしているのでしょうか。

二〇二〇年末現在の在留外国人（中长期在留者と特別

永住者）の数は二八〇万人を超えています。在留外国人に含まれない正規滞在や非正規滞在の外国人を加えれば三〇〇万人以上です。私は外国人を「定住型」と「還流型」に分けて捉えています。定住型は、在留期間の更新や在留資格の変更が可能で、配偶者や子どもを同伴することが認められている外国人で、先の定義に当てはめれば広義の「移民」と捉えることができます。一方、還流型は技能実習生のように通算在留期間の上限が定められていて——すなわち、必ず帰らなければならない——家族の帯同が認められない外国人です。

在留資格別に在留外国人をみてみると、その八割以上が「移民」ということになります。

さらに、日本国籍を取得した元外国人や、日本人と外国人の両親から生まれたダブル（ハーフ）の子どもなど、外国にルーツをもつ日本人も多数日本で暮らしています。たとえば、日本が主権を回復して以降、累積で六〇万人以上の外国人が日本国籍を取得しています。また、統計が公表されるようになった一九八七年から二〇二〇年までに日本で生まれたダブルの子どもは、六十六万人以上に上っています。彼／彼女ら